

デジタルアーカイブ・配信 と「権利の壁」 福井健策

2020.9.16
@GLOCOM

弁護士(日本、ニューヨーク州)
日本大学芸術学部 客員教授
神戸大学大学院 客員教授
Twitter: @fukuikensaku

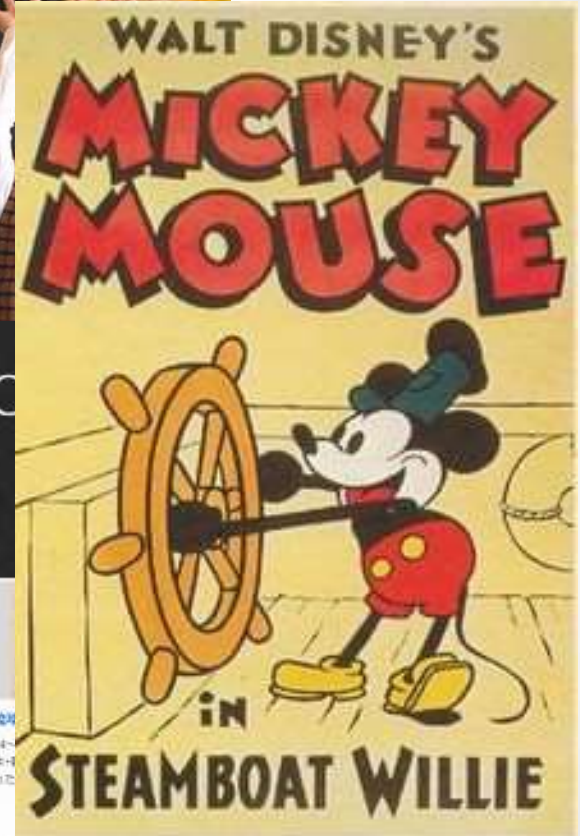
作品配信と著作権・隣接権

利用類型	著作権 (文芸*・脚本*・講演・ 映像・音楽*・美術・写 真等)	著作隣接権 (俳優・ダンサー・ 演奏家等)	著作隣接 権 (CDなど 音源)	主な例外 全利用について:30条の2 映り込み、32条引用、46条 建築物など + 「柔軟な 権利制限規定」
複製(撮影・デ ジタル化・サー バ蓄積 ほか)	○	△(映画の著作 物への録音・録 画許諾で消滅)	○	31条図書館等デジタル 化、35条非営利授業で の複製、37条・同2福祉 利用、ほか
参考:上演・演 奏・上映・口述	○	×	×	38条非営利上演・演奏 等
放送・有線放送	○	△(映画・レコード などへの〃)**	×**	
ネット配信	○	△(録画の許諾 や映画への録音 許諾で消滅)	○	31条図書館等への送 信、35条非営利授業で の送信、ほか

○: 権利者に禁止権あり=許諾必要、×: 禁止権なし。

*権利者団体があり、権利者を見つけやすかったり、利用ルールが存在する場合がある。**レコードの放送につい
ては報酬請求権あり。***全般に、未公表作品の公開利用は要了解。

配信可能？



真上より時計回りに:TBS「逃げるは恥だが役に立つ」【音楽原盤の処理困難】、「ミッキーの蒸気船ウィリー」(1928)【複雑な保護期間】、ジャパンサーチ(β版)【アーカイブでの大量処理】、アイデアル洋傘骨【オーファン作品】、2016年の熊本地震避難所【肖像権】

権利処理コストをどう下げるか

- ①権利処理スキルの強化、マルチユース契約の普及
- ②ガイドライン、パブリックライセンスの活用
- ③権利制限の拡充／報酬請求権化(次世代知財システム報告書10頁～)
⇒所在検索サービスなど導入(2018/6改正)、進む改正
- ④利用裁定制度の更なる改善(同16頁)
- ⑤権利／権利情報の集中管理(同15頁～)
⇒ECL(拡大集中許諾)検討 ※スーパーJASRACの前提は？
- ⑥肖像権基準の明確化、不明肖像権・所有権問題解決

権利者不明作作品と利用裁定

- ・ 搜索の相当な努力(14年緩和): ①名簿・名鑑類又はネット検索、②管理事業者・著作者団体照会、③CRIC広告(8100円)など
- ・ 申請中利用可能(最短1~2週で利用開始可)
- ・ 利用期間は申請者設定可能、再許諾可能
- ・ 過去に裁定を受けた作品は事実上④のみで可能(16年告示)

【今後の課題】柔軟・迅速な運用と周知のほか:

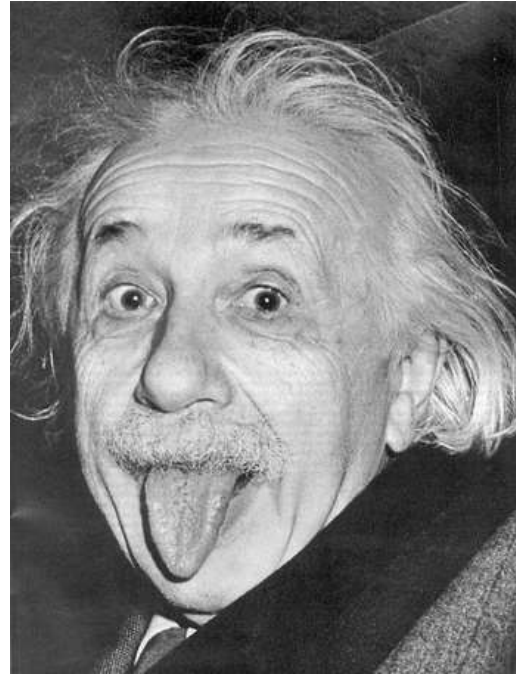
a) 事前供託不要化*

⇒2018年、国・自治体・独法・国立大学について実現

b) 民間委託など*

*: 次世代知財システム報告書16頁

(おまけ) 肖像権？



Arthur Sasse 撮影のアルバート・アインシュタイン写真(1951)

「林真須美」'05最高裁判決基準：

「①被撮影者の社会的地位、②撮影された活動内容、③撮影場所、④撮影目的、⑤撮影の態様、⑥必要性等を総合考慮し、撮影・公表が受忍限度超えるか」

肖像権ガイドラインの試み

- ①被写体の地位：公的人物↓、著名人・芸能人↓、児童↑、元被疑者・被害者↑
- ②撮影された活動内容：公開イベント↓、私生活↑、病気・ケガ・高露出度↑、時間経過↓
- ③撮影場所：公共の場↓、自宅内・避難所内・病院・葬儀場↑
- ④撮影態様：黙示の同意↓、隠し撮りの↑、多人数↓、大写真↑、公表済み↓
- ⑤利用の目的：報道・研究・教育↓、商用↑

デジタルアーカイブ学会「肖像権ガイドライン案 ver.3.0」より
<http://digitalarchivejapan.org/bukai/legal/shozoken-guideline>

被写体の地位と撮影された活動内容



左:号泣議員こと野々村竜太郎氏(撮影者不詳)

http://img.mikle.jp/2296981/0/zl43DxFn_original.jpeg

右: Mysudbury.ca Ouisudbury.ca
「Baby」 from Flickr

